

消費者・生活者の利益の増進を目的に平成21年9月に消費者庁が発足しました。近年、ガス湯沸かし器による中毒事故、エレベーター事故、こんにやく入りゼリーによる窒息事故、食品表示偽装事件など、国民生活にかかわる事故・事件が続発。その背景に、「縦割り行政」など従来の行政の欠陥があったことが消費者庁の発足を促しました。

消費者庁の中心的な業務は、消費者生活の安全の確保です。同庁は今年8月、「事故調査機関の在り方に関する検討会」を設置しました。検討会は22年度中に報告書をまとめ、同庁はそれにもとづき、24年に事故調

査機関の設置法案を国会に上程する予定とされています。検討会には研究者に加え、日航123便墜落事故やエレベーター事故の遺族も参加しており、遺族の視点も加味した報告書が出来上がると期待されます。



運輸事故の大半 システム性災害

全管理といったマネジメント上の問題点の改善につなげ、事故の再発を防止していくのです。実は、こうした事故調査活動は運輸事故の分野では以前から行われています。航空事故の調査を行う航空事故調査委員会が昭和49年に設置。平成13年に鉄

消費者生活にかかわる事故災害を減少させるためには、事故原因を背景要因まで含め徹底的に調査し、その結果をもとに、製品の仕様や使用方法の改善、メンテナンスのあり方、そしてメーカーの製品開発・販売・安

道事故部門が追加され、航空・鉄道事故調査委員会が発足。20年には船舶事故も加わって運輸安全委員会が活動を開始しました。

鉄道や航空など公共交通機関の運用を支えるのは交通手段・装置体系と人間の運転・操作・

指令労働が組み合わさった「マンマシン・システム」です。このシステムに何らかの不具合が発生した場合に事故が発生します。運転者のエラーが事故に直結する自動車事故は別として、鉄道や航空、船舶などの運輸事故

の大半は「システム性災害」です。こうしたシステム性災害のことをイギリスの研究者のジェームス・リーズンは「組織事故」と呼んでいます。組織事故は、①人的要因の機械・装置の故障・不具合③安全に対する経営姿

したがって、既発事故の原因を徹底的に調査し、そこで得られた知見をもとに原因となった諸要因を除去ないし改善することができれば、消費者生活関係の事故と同様、運輸事故の再発防止に大きく寄与することができます。次回から数回にわたり事故の再発防止に有効な事故調査システムの現状と課題を考察していきます。(安部誠治・関西大学社会安全学部教授)